

## **（一社）茨城県建設業協会水戸支部との 「災害時における応急対策業務に関する細目協定」の締結について**

茨城県茨城港湾事務所では、茨城県と（一社）茨城県建設業協会とが平成 29 年 3 月 30 日に締結した基本協定に基づき、同協会の水戸支部と大洗港区陸域部の港湾施設について、平成 29 年 12 月 20 日(水)に細目協定を締結しました。

なお、航路、防波堤などの海域部における港湾施設の応急復旧に係る支援につきましては、同様の協定を茨城県港湾空港建設協会と平成 26 年 3 月 19 日に締結しており、今回の細目協定締結により港湾施設の支援体制が拡充されたこととなります。

### **◎細目協定の主な支援内容**

- ・震度 5 弱以上の地震発生時に臨港道路のパトロールを無償で実施
- ・災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、港湾事務所からの要請により、応急復旧工事や障害物の除去作業等を実施
- ・緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送